

事業承継設備投資助成

助成額 製造業 最大 **500万円**
その他の業種 最大 **250万円**

※ 対象経費の1/2以内で助成します。

第3期募集

事業承継を契機に更なる競争力強化を目指した設備更新・導入や
世代交代を見据えた事業承継に伴う設備更新・導入に対する費用の一部を助成します。

対象者

中小企業基本法に規定する中小事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件をすべて満たしていること。

※みなし大企業は除く

- (1)品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2)前年度の法人住民税を滞納していないこと
- (3)品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- (4)事業承継を3年以内に行う見込みを有する方
もしくは事業承継してから3年を経過していない方
- (5)本助成金申請前に品川区事業承継支援事業の専門家派遣を受けた方

※専門家派遣は、代表者と後継者もしくは後継者候補者のお二人で受けていただきます。

＊申請は(5)を実施した方のみ受付します。

＊書面審査・実地審査の総合的な審査のうえで、助成対象企業を決定します。

対象経費

- (1)事業承継を契機として老朽化による設備更新
- (2)更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備の購入
- (3)内装・外装工事（小売業・サービス業に限る）

申請期間

第3期：令和元年9月17日（火）～11月29日（金）午後5時必着

事業承継専門家派遣の申込は、令和元年11月22日（金）まで。

申請の流れ

9月17日～11月29日 応募期間
12月上旬～12月下旬 審査（書類審査・実地審査）
1月中旬 助成企業の決定
3月上旬 設備納入および事業実施報告書の提出
3月中旬～ 完成検査および助成金支払

- (1)品川区事業承継支援事業設備投資助成金交付申請書（区指定様式）
- (2)事業承継計画書・事業計画書（助成金用）（区指定様式）
- (3)誓約書（区指定様式）
- (4)提出書類確認チェックシート（区指定様式）
- (5)対象事業経費に係る見積書
- (6)申請事業の詳細資料（設備のカタログ等）
- (7)企業概要（パンフレット）
- (8)履歴事項全部証明書もしくは開業届（コピー可）
- (9)法人事業税納税証明書および法人住民税納税証明書（コピー可）
（個人事業主の場合は、個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業所用）（コピー可））
- (10)法人税もしくは所得税の確定申告書および決算書一式（直近のもの）

※税務署の受付印もしくはメール詳細があるもの

※ものづくり支援サイト（<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>）内の募集要項に事業全体の流れや審査、注意事項等の詳細を記載しております。ご申請の際は、必ず募集要項をお読みください。

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 5498-6340

FAX 5498-6338